

11月の市税ぐよみ

20日 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の督促の発送

30日 国民健康保険税第5期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。

消費税の申告と納税、届出書の提出をお忘れなく

■消費税の申告と納税

平成16年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者は、平成18年分消費税の課税事業者となり、平成17年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者は、平成19年分消費税の課税事業者となります。

平成18年分消費税の課税事業者となる方は、平成19年4月2日(月)までに平成18年分の消費税の申告と納税が必要となります。

■届出書の提出

消費税の課税事業者該当する方は「消費税課税事業者届出書」を速やかに税務署に提出してください。平成19年

から簡易課税制度を選択される場合は「消費税簡易課税制度選択届出書」を12月31日(日)までに提出してください。

■問合せ 伊予西条税務署
TEL0897-56-3290

年末調整説明会

源泉徴収事務担当者の方は税務署が事前に送付している資料を持参の上、年末調整説明会にご出席ください。

■開催日 11月21日(火)

■場所 中央公民館

■対象者・開催時間

○法人の源泉徴収義務者
10時～12時

○支店、官公庁、個人の源泉

徴収義務者

13時30分～15時30分

■問合せ 伊予西条税務署

TEL0897-56-3290

国税電子申告・納税システム e-Taxをご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、①所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出など、国税に関する各種手続きがインタ

ーネットなどを通じて行うことができます。特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数が多い手続には便利です。

e-Taxの開始届出手続はインターネットを利用して行えます。

■問合せ

e-Taxヘルプデスク
TEL0570-015901

年末調整や確定申告には社会保険料控除証明書を

国民年金保険料は納付した全額が、所得税などの社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除として申告

する場合は、今年1年間に納付した保険料(納付見込みを

含む)を証明する書類の添付

が必要です。

証明に必要な書類「社会保

険料控除証明書」(ハガキ形

式)を、社会保険庁が11月初

旬にお手元へ送付します。控

除証明書の内容は、今年1月

から10月2日までに納付され

た国民年金保険料額と、年内

に納付が見込まれる額です。

年末調整や確定申告の際に

は、この控除証明書を添付し

て申告してください。世帯主や配偶者としてご家族の保険料を納付した場合は、ご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

※年の途中から国民年金に加入した場合など、10月3日以降に今年初めて保険料を納付される方については、翌年2月に同様の控除証明書が送付されます。

■問合せ

新居浜社会保険事務所
TEL0897-35-1300

下水道受益者負担金・分担金の納期

11月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めて

ください。

■対象の納期限

○旧西条市賦課分

第3期 11月30日(木)

○旧東予市・丹原町賦課分

第2期 11月30日(木)

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
(内線2825)

○東予総合支所下水道課
下水道係 (内線141)

犬を飼うには飼い手のマナーが大切です

愛犬の無駄吠えをしつけよう!



※このしつけ方は一例です。愛犬に合った効果的なしつけを行ってください。

方法①

吠えている犬の目を見て、口をつかんで「静かに」と低い声で犬が一瞬驚くような声をかけます。しばらく静かにできれば褒めてあげ、これを繰り返します。

方法②

犬が吠えたときに、大きな音のするもの(小石を入れた空き缶など)を犬に当たらないように投げ、吠えたら嫌なことが起こるという条件づけをします。このとき、その行為が犬に見えないようにし、間接的に不快感を与えて吠える行動をやめさせます。